

報告第 2 3 号

専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

江別市長 後 藤 好 人

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成５年３月２６日議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和８年９月１日

江別市長 後 藤 好 人

記

- | | |
|----------|--|
| １ 賠償の理由 | 令和８年１月２０日午後３時２０分頃、江別市野幌町１０番地１の地先で発生した交通事故（物的損害）の損害賠償 |
| ２ 賠償の金額 | ９０，９３３円 |
| ３ 賠償の相手方 | 市内在住者 |

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成５年３月２６日議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和８年９月１日

江別市長 後 藤 好 人

記

- | | |
|----------|--|
| １ 賠償の理由 | 令和８年１月２０日午後３時２０分頃、江別市野幌町１０番地１の地先で発生した交通事故（人的損害）の損害賠償 |
| ２ 賠償の金額 | １９６，５８９円 |
| ３ 賠償の相手方 | 市内在住者 |